

平成8年1月8日

～災害時にお風呂屋さんも一役～

— 豊島区が浴場組合と災害時における井戸及び浴場の使用に関する協定を締結 —

8日、豊島区は東京都豊島区地域防災計画に基づく民間協力の一環として、災害時に東京都公衆浴場商業組合豊島支部の組合員所有の井戸及び浴場（61か所）を使用することにより、飲料水及び生活水の確保を図り、り災者への入浴支援を行うことを目的として、同組合豊島支部と『災害時における井戸及び浴場の使用に関する協定』を締結した。

こういった協力体制は、都内では初めてのこと。

詳細・防災課長